

議案第53号

大府市産業立地促進条例の一部改正について

大府市産業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 25 日 提出

大府市長 岡 村 秀 人

大府市産業立地促進条例の一部を改正する条例

大府市産業立地促進条例（平成17年大府市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （ 1 ）～（10） 略 （11） 大企業 中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体及び産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第 2 条第25項</u>に規定する中堅企業者のいずれにも該当しない企業をいう。 （12）～（14） 略	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （ 1 ）～（10） 略 （11） 大企業 中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体及び産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第 2 条第24項</u>に規定する中堅企業者のいずれにも該当しない企業をいう。 （12）～（14） 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。